

## 今週のテーマ

1. 一週間のまとめ
  - (1) 与党陣営の動き  
～4月27日 国会議員・州知事選～  
..... 1p
  - (2) 野党陣営の動き  
～主要野党 選挙参加で意見分かれる～  
..... 2p
  - (3) 外国の動き  
～米国特使 マドゥロ大統領と協議～  
..... 4p
  - (4) 今週、来週の主なイベント  
..... 6p
  - (5) 債券の元利不払い状況  
..... 7p
2. Chevronの事業利益は  
ベネズエラ政府に流れているのか?  
..... 8p
3. Chevronは税金等を払っていない  
..... 10p

## 債券指標の動き

4. ベネズエラ債券・経済指標の増減  
..... 12p

## カントリーリスク分析



(写真) ベネズエラ国営報道局 (VTV)

“トランプ大統領の交渉役と面談するマドゥロ大統領”

## 一週間のまとめ (2025年1月26日～2月1日)

- (1) 与党陣営の動き ～4月27日 国会議員・州知事選～

1月27日 「選挙管理委員会 (CNE)」は、国会議員選と州知事・州議会議員選を4月27日(日)に開催すると発表した(「[ベネズエラ・トゥデイ No.1171](#)」)。

2025年に必ず行われる公職選挙を重要度に並べると「国会議員選」「州知事・州議会議員選」「市長・市議会議員選」の順になる。

つまり、残り3カ月足らずで最も重要な選挙トップ1、2を実施することになる。

## POINT

## 国会議員選、州知事・州

## 議会議員選は4月27

## 日に開催。

## 選挙開催まで3カ月

## 弱。立候補者の出馬ま

## で1カ月弱。

## 野党は早急に選挙参加

## について決断をする必

## 要がある。

また、CNE のコンラド・ペレス役員は選挙の主な日程を口頭で発表している。重要な日程は「立候補者の出馬受け付け期間」で2月25日。

また、「立候補者の確定日」は3月8日だという。

本来、選挙スケジュールの詳細は CNE のウェブサイト公開されるが、CNE はウェブサイトを閉鎖しており、ペレス役員の口頭での説明に留まっているため不明瞭な部分が多い。

例えば、出馬受け付けは2月25日に始まるようだが、締め切り日がいつになるのかがはっきりしていない。

いずれにしても、選挙参加について野党に残された時間はわずかとなっている。

**(2) 野党陣営の動き ～主要野党 選挙参加で意見分かれる～**

前述の通り、CNE は国会議員選・州知事・州議会議員選を4月27日に実施すると発表した。これを受けて、野党は2025年の選挙参加について決断をする必要に迫られている。

「野党」と言っても野党には複数のグループがある。

現在 野党のリーダーとして活動しているマリア・コリナ・マチャド氏（以下、MCM）が属する「急進野党」は、現在野党支持者から最も支持を受けているグループだが、大統領選でマドゥロ大統領を退陣させることはできなかった。政権交代の道筋を示すこともできず、求心力は低下している。MCM氏は1月9日の政治集会に姿を現したものの、その後再び雲隠れしており、大衆を動員する力も著しく低下した。

この急進野党は、大統領選の結果を受けて「マドゥロ政権下の詐欺選挙には参加しない」との方針に回帰しており、国会議員選・州知事・州議会議員選に出馬する可能性は無い（「[ベネズエラ・トゥデイ No.1167](#)」）。

そもそも与党国会は「シモン・ボリバル法」を制定し、外国の制裁を支援・支持するグループの公職選参加を禁止したため、急進野党グループの政治家は選挙に参加することはできない。

## POINT

**急進野党（MCM 氏）のグループが、選挙に参加する可能性は皆無。**

**主要野党は、選挙ボイコット支持派（VP・PJ 最高幹部）、選挙参加支持派（AD・UNT・PJ の一部）が分裂。**

もう1つの野党は、伝統的に故チャベス政権、マドゥロ政権と対峙してきた「行動民主党（AD）」「第一正義党（PJ）」「新時代党（UNT）」「大衆意思党（VP）」の4党で構成される「主要野党」。

2015年12月の国会議員選では議席の2/3超を獲得するなど大勝したが、憲法違反とも解釈できるマドゥロ政権の強引なやり方により立法権を奪われることになった。

その後、選挙ボイコット、グアイド暫定政権の発足などマドゥロ政権との対立を強化する方針を執ったが、結果的にこれらの選択は裏目に出て主要野党は国民からの支持を失い、現在に至っている。

選挙参加について意見が分かれているのは、この「主要野党」である。

4党は常に協議を通じて「主要野党」としての方針を決めてきたが、各政党の考えは異なっている。「第一正義党（PJ）」に至っては政党内部でも深刻な方針の違いが生じている。

基本的にVPおよびPJの最高幹部グループは選挙ボイコットを支持している。一方、AD、UNTは選挙参加を支持しており、PJも一部のグループは選挙参加を支持している。

選挙参加を支持する野党関係者は多いが、グアイド暫定政権をコントロールしていたVPやPJ最高幹部は、CITGO基金やベネズエラ政府の凍結資産など予算的な権限を有しており、VPおよびPJの最高幹部グループの意見が反映されやすいのが現状である。

ただし、前述の通り現在野党を率いている急進野党の求心力は急速に低下している。このまま急進野党の方針に従い選挙ボイコットを繰り返しても政権交代が遠のくだけとの考えは真っ当である。

主要野党については「新時代党（UNT）」はCNEの政党リストに残っており、UNTから国会議員選に出馬することは可能である。全体のスケジュールを踏まえると、主要野党は今後2週間以内に選挙参加について決断をすることになるだろう。

## POINT

**選挙をボイコットしても今後の道筋が見えず。**

**選挙に参加しても大勝の見込みなく、野党支持者からのイメージダウンは避けられない。**

**野党は八方ふさがり感がぬぐえない。**

なお、選挙に参加するデメリットも存在する。

1つ目は、マドゥロ大統領が勝利した大統領選の結果を事実上容認することになる点。

シモン・ボリバル法では「ベネズエラの公権力を認識しない者は選挙に出馬できない」と明記されている。これは「選挙を司る CNE の発表結果を認識できない者はベネズエラの公職選に参加できない」ことを意味しており、選挙に参加することは、自動的に24年7月28日の大統領選の結果を認めたことを意味する。

何らかの言い訳をすることで、その点を曖昧にして出馬することは出来るかもしれないが、上記のような認識から「裏切り者」「マドゥロ政権の擁護者」との批判を避けることはできないだろう。

2つ目は、選挙に参加しても圧勝できる見込みは無いという点。

一時期より求心力が低下したとは言え、現在の野党支持者の多くは「急進野党」を支持している。その急進野党が選挙ボイコットを呼びかける中で、主要野党が選挙に参加しても野党支持者が選挙に参加しない。

急進野党は、選挙に参加する主要野党グループを「裏切り者」「マドゥロ政権の擁護者」と非難する可能性もある。そうなれば、野党候補の票は伸びず、結果的に与党候補が勝利する。

「裏切り者」というレッテルを貼られ、支持が更に下がるリスクを冒しても得られるものが少ないという結果に終わる可能性はかなり高い。

### (3) 外国の動き ～米国特使 マドゥロ大統領と協議～

1月31日 トランプ大統領がベネズエラ問題の交渉特使として任命した Richard Grenell 氏が、マドゥロ大統領と直接協議を行った。

今回の協議について、米国政府は「マドゥロ政権をベネズエラ政府と認識したということは一切ない」と断言しているが、トランプ政権はマドゥロ政権をベネズエラ問題の交渉相手と認識したことは間違いない。

## POINT

**トランプ政権の交渉役  
Grenell 特使がマドゥ  
ロ大統領と協議。**

**マドゥロ政権 米国籍  
の囚人6名を解放。不  
法移民の送還で合意。**

**今後もトランプ政権と  
マドゥロ政権の交渉は  
継続する見通し。**

マドゥロ政権にとっては、トランプ政権の交渉特使を受け入れたこと自体が歓迎すべきことであり、野党陣営にとっては打撃と言える。

協議のテーマは「ベネズエラで拘束されている米国籍の囚人解放」「犯罪組織 Tren de Aragua の構成員を含む不法移民の送還」「経済制裁がベネズエラに与えるマイナスの影響」の3点。

既に「ベネズエラで拘束されている米国籍の囚人解放」「犯罪組織 Tren de Aragua の構成員を含む不法移民の送還」については、具体的な成果が出ている。

交渉が行われた当日の1月31日 Grenell 氏は自身のソーシャルメディア・アカウントにて「ベネズエラで拘束されていた米国民6人の解放に成功した」と投稿。2月1日に6人は Grenell 氏と共に米国に帰還した。

また、2月1日にトランプ大統領は「ベネズエラが Tren de Aragua を含む不法移民の送還を受け入れた」と発表。今後、両政権が不法移民の送還に向けた具体的な協議を行うことになるだろう。

なお、マドゥロ大統領も Grenell 氏との協議について「第1の合意に至った」「順守されることで次のテーマに進む」「協議はポジティブだった」と述べており、制裁面でも何らかの進展があるのかもしれない。



(写真) 国営報道局 (VTV)

“Richard Grenell 氏 (写真左) と協議するマドゥロ大統領 (右)”

## (4) 今週、来週の主なイベント

ゴンサレス候補は、1月28日にエクアドルにてノボア大統領、29日にペルーにてボルアルテ大統領と協議を行った(「ベネズエラ・トゥデイ No.1171」「No.1172」)。実際のところ、「他国の大統領と一緒に写真撮影をした」という以上のものではなく、野党支持者としても飽きてきた感は否めない。

2月1日にゴンサレス候補は私用との名目でパナマに移動した。同日、米国のマルコ・ルビオ国務長官がパナマに到着しており、ルビオ国務長官との面談を模索したものと思われるが、現時点では面談できるかどうかは明らかになっていない。

トランプ政権の Grenell 特使がマドゥロ大統領と面談したのは、野党にとっては間違いなく痛手である。ゴンサレス候補としては、ルビオ国務長官と面談をすることで、野党劣勢のイメージを払いたいところだが、トランプ政権とマドゥロ政権との交渉の最中で、両者の面談はマドゥロ政権との協議に水を差す恐れがある。

表： 1月26日～2月1日に起きた主なイベント

日付			内容
1月	26日	日	
	27日	月	CNE 4月27日に国会議員選、州知事・州議会議員選開催を発表
	28日	火	ゴンサレス候補 エクアドルでノボア大統領と協議
	29日	水	ゴンサレス候補 ペルーでボルアルテ大統領と協議
	30日	木	
	31日	金	マドゥロ大統領 米国のRichard Grenell特使と協議
2月	1日	土	ゴンサレス候補 パナマに到着

表： 2月2日～2月9日に予定されている主なイベント

日付			内容
2月	2日	日	
	3日	月	
	4日	火	与党 国会議員選、州知事・州議会議員選の候補者選定集会を実施
	5日	水	
	6日	木	
	7日	金	
	8日	土	
	9日	日	

**(5) 債券の元利不払い状況**

表：ベネズエラ債券の債務不履行額（1月31日時点）

（単位：100万ドル）

種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
国債	国債19	19年10月13日	7.75%	4/13 10/13	2,495	1,450.2	3,945.2
	国債24	24年10月13日	8.25%	4/13 10/13	2,495	1,543.8	4,038.8
	国債25	25年4月21日	7.65%	4/21 10/21	1,600	979.2	2,579.2
	国債26	26年10月21日	11.75%	4/21 10/21	3,000	2,291.3	5,291.3
	国債23	23年7月5日	9.00%	1/5 7/5	2,000	1,440.0	3,440.0
	国債28	28年5月7日	9.25%	5/7 11/7	2,000	1,387.5	3,387.5
	国債18	18年12月1日	7.00%	6/1 12/1	1,000	560.0	1,560.0
	国債20	20年12月9日	6.00%	6/9 12/9	1,500	675.0	2,175.0
	国債34	34年1月13日	9.38%	1/31 7/13	1,500	1,054.7	2,554.7
	国債31	31年8月5日	11.95%	2/5 8/5	4,200	3,513.3	7,713.3
	国債18	18年8月15日	13.63%	2/15 8/15	300	286.1	586.1
	国債18F	18年8月15日	13.63%	2/15 8/15	752	717.2	1,469.2
	国債22	22年8月23日	12.75%	2/23 8/23	3,000	2,677.5	5,677.5
	国債27	27年9月15日	9.25%	3/15 9/15	4,000	2,590.0	6,590.0
	国債38	38年3月31日	7.00%	3/31 9/31	1,250	612.5	1,862.5
グレースピリオド満了未払					31,092	21,778.3	52,870.3
種類	債券	満期	利率	各年利払日	元本	利息	合計
PDVSA債	PDVSA26	26年11月15日	6.00%	5/15 11/15	4,500	2,025	6,525.0
	PDVSA24	24年5月16日	6.00%	5/16 11/16	5,000	2,250	7,250.0
	PDVSA21	21年11月17日	9.00%	5/17 11/17	2,394	1,616	4,010.0
	PDVSA35	35年5月17日	9.75%	5/17 11/17	3,000	2,194	5,193.8
	PDVSA220	22年2月17日	12.75%	2/17 8/17	3,000	2,869	5,868.8
	PDVSA27	27年4月12日	5.38%	4/12 10/12	3,000	1,209	4,209.4
	PDVSA37	37年4月12日	9.75%	4/12 10/12	1,500	1,097	2,596.9
	PDVSA22	22年10月28日	6.00%	4/28 10/28	3,000	1,440	4,440.0
	PDVSA20	20年10月27日	8.50%	4/27 10/27	1,684	1,145	2,828.8
グレースピリオド満了未払					27,078	15,844.7	42,922.5
	電力債18	18年4月10日	8.50%	4/10 10/10	650.0	386.8	1,036.8
グレースピリオド満了未払					650.0	386.8	1,036.8
合計					58,820	38,010	96,830

（出所）Av Security よりベネインベストメント作成

## POINT

**Bloomberg Chevron**  
**がベネズエラ政府に対**  
**して、3億ドルの所得**  
**税申告を行ったと報**  
**道。**

**一方、米国 OFAC が発**  
**効した制裁ライセンス**  
**では「ベネズエラ政府・**  
**PDVSA への税金・ロイ**  
**ヤリティ支払いを禁止**  
**する」と定められてい**  
**る。**

## 2. Chevron の事業利益はベネズエラ政府へ流れているのか？

2025年1月15日 Bloomberg は、「Chevron がマドゥロ政権に3億ドルの納税申告を行った」との記事を紹介した(「[ベネズエラ・トゥデイ No.1166](#)」)。

しかし、2022年11月に発行された「制裁ライセンス No.41 (Chevron のベネズエラでの事業再開を許可するライセンス)」には「(b) (1) ベネズエラ政府への税金、ロイヤリティの支払いを禁止する (下の赤枠部分)」



DEPARTMENT OF THE TREASURY  
WASHINGTON, D.C.

OFFICE OF FOREIGN ASSETS CONTROL

Venezuela Sanctions Regulations  
31 CFR part 591

GENERAL LICENSE NO. 41

### Authorizing Certain Transactions Related to Chevron Corporation's Joint Ventures in Venezuela

(a) Except as provided in paragraph (b) of this general license, all transactions ordinarily incident and necessary to the following activities for or related to the operation and management by Chevron Corporation or its subsidiaries ("Chevron") of Chevron's joint ventures in Venezuela (collectively, the "Chevron JVs") involving Petróleos de Venezuela, S.A. (PdVSA) or any entity in which PdVSA owns, directly or indirectly, a 50 percent or greater interest, that are prohibited by Executive Order (E.O.) 13850, as amended by E.O. 13857, or E.O. 13884, each as incorporated into the Venezuela Sanctions Regulations, 31 CFR part 591 (the VSR), are authorized:

(1) Production and lifting of petroleum or petroleum products produced by the Chevron JVs, and any related maintenance, repair, or servicing of the Chevron JVs;

(2) Sale to, exportation to, or importation into the United States of petroleum or petroleum products produced by the Chevron JVs, provided that the petroleum and petroleum products produced by the Chevron JVs are first sold to Chevron;

(3) Ensuring the health or safety of personnel or the integrity of operations or assets of the Chevron JVs in Venezuela; and

(4) Purchase and importation into Venezuela of goods or inputs related to the activities described in paragraphs (a)(1)–(3) of this general license, including diluents, condensates, petroleum, or natural gas products.

**Note 1 to paragraph (a)(4).** Except as authorized pursuant to the Iranian Transactions Sanctions Regulations, 31 CFR part 560, or otherwise exempt, U.S. persons, wherever located, remain prohibited from engaging in any transaction or dealing in or related to goods or services of Iranian origin, including the purchase or import of Iranian-origin diluents, condensates, petroleum, or natural gas.

(b) This general license does not authorize:

(1) The payment of any taxes or royalties to the Government of Venezuela;



## POINT

「(b) (2) PDVSA や PDVSA が株式の 50%以上を保有し、間接・実質的に支配する企業への配当金やその類似した支払いを禁止する（下の青枠部分）」と明記されている。

(2) The payment of any dividends, including a dividend in kind, to PdVSA, or any entity in which PdVSA owns, directly or indirectly, a 50 percent or greater interest;

(3) The sale of petroleum or petroleum products produced by or through the Chevron JVs for the exportation to any jurisdiction other than the United States;

(4) Any transaction involving an entity located in Venezuela that is owned or controlled by an entity located in the Russian Federation;

(5) Any expansion of the Chevron JVs into new fields in Venezuela beyond what was in place on January 28, 2019; or

(6) Any transactions otherwise prohibited by the VSR, including transactions involving any person blocked pursuant to the VSR other than the blocked persons described in paragraph (a) of this general license, unless separately authorized.

(c) This authorization automatically renews on the first day of each month and is valid for a period of six months from the effective date of General License No. 41 or the date of any subsequent renewal of General License No. 41, whichever is later.

**Note 2 to General License No. 41.** Nothing in this general license relieves any person from compliance with the requirements of other Federal agencies, including the Department of Commerce's Bureau of Industry and Security.

Digitally signed by  
Andrea M. Gacki  
Date: 2022.11.26  
08:44:22 -05'00'

Andrea M. Gacki  
Director  
Office of Foreign Assets Control

Dated: November 26, 2022

従って、「仮に Chevron が 3 億ドルをベネズエラ政府へ支払っていたとすれば、Chevron は OFAC の制裁に違反していることになる」との指摘がある。

「Chevron のベネズエラでの採掘活動は、どのようにベネズエラ政府の収入になっているのか？」という疑問点は、以前から不透明とされており、今でも実態がよく分かっていない話である。

本件について、ベネズエラ人経済学者フランシスコ・ロドリゲス氏が重要な解釈をしており、以下ではその内容について紹介したい。

**Chevron は、ベネズエラ政府に税金を支払っていないのか？**

**あるいはベネズエラ政府へ税金を支払うことで、米国の制裁を違反しているのか？**

**この疑問について、明確な説明がなく、解消されていない。**

## POINT

## 3. Chevron は税金等を支払っていない

ロドリゲス氏の解釈を説明する前に結論を記載すると、  
「Chevron は配当金・ロイヤリティを支払っていない」  
「しかし、合弁会社は配当金・ロイヤリティを支払っている」  
というのが結論のようだ。

**Chevron 自身は、ベネ  
ズエラ政府へ税金を支  
払っていない。**

つまり、ロドリゲス氏の解釈では、「Chevron のベネズエラでの採掘・原油販売活動は、合弁会社を通じてベネズエラ政府の収入になっている」ということになる。

以下、ロドリゲス氏の説明を紹介したい（以下、分かりやすく訳している）。

**税金を支払うとすれ  
ば、Chevron が少数株  
主として資本参加して  
いる合弁会社。**

Bloomberg が報じた直近の記事は、Chevron のベネズエラでの活動、特に税金の支払いと米国の経済制裁規定の順守に関して混乱を生んでいる。

この混乱は、「米国の制裁規定がどのようなものを理解すること」と、「Chevron がベネズエラで関与している合弁会社の構造を理解すること」で解消される。

Chevron は、ベネズエラ国内で4つの合弁会社に少数株主として資本参加している。その中でも「Petropiar」「Petroboscan」が代表的な会社である。

**少数株主である  
Chevron は税金の支払  
いに関与する権限が無  
い。**

Chevron は、少数株主であるため、Chevron が合弁会社で行使できる権利も義務も限定的である。特にベネズエラの法律に基づいて登記されている合弁会社（つまり、「Petropiar」や「Petroboscan」）が、ベネズエラ政府に税金やロイヤリティを支払うかどうかという問題について、Chevron の裁量権はほとんどない。

米国の制裁は、米国の個人・法人に対して、制裁対象者との取引を禁止しており、Chevron は同制裁の順守義務があるが、ベネズエラ企業にまで制裁の効力を延長させることは基本的にできない。

## POINT

合併会社は、ベネズエ  
ラの法律下で登記され  
た会社であり、米国の  
法人ではない。

合併会社は、米国政府  
の制裁順守義務を負っ  
ておらず、ベネズエラ  
政府に税金を納めるこ  
とが可能。

恐らく、Chevron の活  
動利益は、合併会社を  
通じてマドゥロ政権に  
流れている。

いくつかの記事では「Chevron が間接的にマドゥロ政権に支払いを行っているとの理由から制裁に抵触している」という指摘がある。このような解釈は事実を認識しない限り止めることはできない。

米国の法律で規定される制裁は、「制裁対象者を支援するために積極的に行動を起こした場合」に適用される。

しかし、Chevron のような少数株主は、会社役員の任命に対する決定権を持たず、コントロール権がない。そのため、「Chevron が合併会社の決定に関与した」と認識することはできない。

この解釈の混乱は、2022年に発行された制裁ライセンス No.41 の提示方法に起因している部分もあるだろう。

米国政府は、制裁ライセンス No.41 について「マドゥロ政権への資金の流れを妨げるライセンスである」と説明した。実際に、同ライセンスでは、Chevron が直接ベネズエラ政府に資金を支払うことを禁止している。しかし、この禁止事項はシンボリックなものに過ぎない。

なぜなら政府に支払いをするのは合併会社であり、この合併会社はベネズエラの法律で登記されたベネズエラ企業である。このような場合、ベネズエラ政府への税金の支払いは可能だからだ。

過去、私はベネズエラ政府への支払いが止まるというのは偽物だと指摘した。「マドゥロ政権への資金の流れを妨げる」という説明は政治的な建前であり、実際のオペレーションには反映されない。

---

この解釈が正しければ、Chevron のベネズエラ国内での事業(収益の一部)は、合併会社を通じてベネズエラ政府の懐に入っていると理解できる。

トランプ政権のマルコ・ルビオ新国務長官は「マドゥロ政権への資金供給を止めるべき」と明言しているが、現状 Chevron の活動はベネズエラ政府への資金供給源になっていると認識して良さそうだ。

以上

## 4. ベネズエラ債券・経済指標の増減(1月31日時点)

銘柄	利率	満期	BID	ASK	平均	先週比
2018-I	13.625	2018/8/15	15.65	16.6	16.13	1.26
2018-II	13.625	2018/8/15	17.7	19.05	18.38	5.60
2018	7	2018/12/1	13.3	14.45	13.88	9.04
2019	7.75	2019/10/13	14.65	15.95	15.30	10.27
2020	6	2020/12/9	13.3	14.25	13.78	5.56
2022	12.75	2022/8/23	18.35	19.45	18.90	8.62
2023	9	2023/7/5	16.6	17.7	17.15	9.06
2024	8.25	2024/10/13	16.3	17.7	17.00	10.03
2025	7.65	2025/4/21	16.05	17.05	16.55	9.24
2026	11.75	2026/10/21	19.6	20.45	20.03	10.79
2027	9.25	2027/9/15	18.85	19.8	19.33	8.26
2028	9.25	2028/5/7	17	17.75	17.38	6.76
2031	11.95	2031/8/5	18.7	19.35	19.03	6.58
2034	9.375	2034/1/13	18.95	20.05	19.50	8.18
2038	7	2038/3/31	15.75	16.65	16.20	8.54
電力債 2018	8.5	2018/4/10	6.4	7.9	7.15	5.93

	利率 %	満期	BID	ASK	平均	先週比
2020	8.5	2020/10/27	90.7	92.35	91.53	1.05
2021	9	2021/11/17	12.25	13.25	12.75	4.29
P 2022	12.75	2022/2/17	13.35	14.55	13.95	5.48
D 2022(N)	6	2022/10/28	9.55	10.75	10.15	1.50
V 2024	6	2024/5/16	11.65	12.9	12.28	4.03
S 2026	6	2026/11/15	11.7	12.8	12.25	4.26
A 2027	5.375	2027/4/12	11.65	12.85	12.25	3.16
2035	9.75	2035/5/17	13.2	14.5	13.85	3.17
2037	5.5	2037/4/12	11.5	12.75	12.13	4.08

	百万ドル	先週比
外貨準備	10,327	0.12

為替レート	ボリ/ドル	先週比
両替テーブル	58.44	3.16
並行レート	68.34	3.95

(出所) Avsecurity、ベネズエラ中央銀行、Dolarparalelo\_Oficial

## 解説

今週のベネズエラ債(国債・PDVSA社債)は、先週に続いてプラスに推移。特に今週は2025年に入って最も大きく債券価格が上昇した。

要因は、1月31日にトランプ政権のベネズエラ問題交渉特使である Richard Grenell 氏が、ニコラス・マドゥロ大統領およびホルヘ・ロドリゲス国会議長と直接面談したとのニュースが報じられたため。

また、マドゥロ政権は Grenell 特使との面談後に拘束していた米国人6名を解放しており、トランプ政権としては早くも交渉の成果が出た形になる。一方で、米国がマドゥロ政権に対してどのような見返りを与えるのかは不明である。

いずれにせよ、気を良くしたトランプ大統領がマドゥロ政権との協議の前進に前向きになる可能性もありそうだ。

以上